

国際ことば学院日本語学校 授業料等についての返金規程

学則第23条の規定に基づき、授業料等に関して必要な事項を定める。

1. 入学検定料(選考料)について

理由の如何を問わず、返金はしない。

2. 入学金について

理由の如何を問わず、返金はしない。

3. 授業料・施設費・その他納入金について

■返金する場合

- ・授業開始日前日までにキャンセル(入国査証(ビザ)未申請または未取得)
入学許可書、在留資格認定証明書、不來日理由の説明文書を本学へ提出した場合、
授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・在外公館でビザ申請をしたが発給されなかった場合
入学許可書を返却し、ビザ不発給の事実が確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・ビザ取得後、学期開始前にキャンセル
ビザ未使用・失効が本学で確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金は返金する。
- ・ビザ取得後、授業開始後にキャンセル
ビザ未使用・失効が本学で確認できた場合、授業料・施設費・その他納入金から、
授業料 1 か月分をキャンセル料として差し引いた金額を返金する。
- ・来日後、初回の在留カード更新前に中途退学した場合
退学届を提出し、帰国が本学で確認された場合、開始していない学期分の授業料を返金する。

■返金しない場合

来日後、初回の在留カード更新後に中途退学した場合、原則全額返金はしない。

4. 返金手続きについて

- ・返金時の振込手数料は受取人負担とする。
- ・返金時の為替レートは日本国内の基準を適用する。

以上